

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により聴取した意見及び同条第2項の規定により述べられた意見の概要を同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成19年9月25日

香川県知事 真鍋武紀

1 意見の対象となった届出に係る公告

平成19年5月7日香川県公告（大規模小売店舗立地法の規定による変更の届出）

2 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地

フレスボ高松 高松市東山崎町658番地1ほか

3 法第8条第1項の規定により高松市から聴取した意見の概要

- (1) 周辺に学校があり、道路の拡幅も予定されていることから、環境に配慮した交通安全対策の実施を徹底するとともに、市道における通行の円滑の確保を図るために方策を講じること。
(2) ゴミ清掃、除草等を定期的に行うなど、周辺の道路の適正利用促進に努めること。

4 法第8条第2項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要

該当なし

5 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業部商工労政課
縦覧期間	平成19年9月25日（火曜日）から同年10月25日（木曜日）まで